



薬剤師の

ちょっと薬に立つお話

上田薬剤師会 発

YAKUNI
TATSU
OHANASHI
VOL.100

Vol.100

地域の皆さんの健康のために
さまざまな活動をしている
上田薬剤師会から、
健やかな毎日をつくるために
ちょっと役立つお話を
お届けしていきます。
毎月「第2土曜日」の
週刊うえだを、どうぞお楽しみに!

祝!
100号
記念



新年のご挨拶



あけましておめでとうございます。

いつも「上田薬剤師会発
ちょっと薬に立つお話」をお読
みいただき、ありがとうございます。一昨年、昨年と新型
コロナウイルス感染拡大により、薬草ハーブに親しむ会
など、地域の皆様に向けた事業ができませんでした。そ
の一方で、かかりつけ薬剤師・薬局として、ワクチン接種
の予約代行、新型コロナウイルス感染予防研修会、ワク
チンの分注作業ボランティアなどを実施しました。本年も
これまで以上に地域の皆様に寄り添い、身近で信頼さ
れる薬剤師として活動していきたいと考えておりますの
で、ぜひお近くのかかりつけ薬剤師・薬局を活用してい
ただければ幸いです。

上田薬剤師会は、地域の皆様の生活や健康に、ちょっ
とでもお役に立てる情報を、この紙面を通じて発信して
いきたいと考えております。本年もどうぞよろしくお願い申
し上げます。



令和4年1月
一般社団法人 上田薬剤師会
会長 飯島 康典

はい、お答えします!

Q. 処方せんの有効期限は4日とありますが、なぜ4日なのでしょう
うか? 期限を過ぎてしまったらどうすればよいのでしょうか?
(上田市・55歳・男性)

A. 土日を含んでも薬を受け取れる可能性が高いこと、時間の経
過とともに必要な治療が変わってくる可能性が高いことから、
処方せんの有効期限は原則 4 日間と決められています。また、有効
期限を過ぎてしまうと薬局ではお薬をお渡しすることができません。
その場合は医療機関での再発行が必要となります。FAX などでお送
りいただいても、原本のご提出をいただくまでは受付が完了となりま
せん。処方せんは原則4日以内に薬局へお持ちいただくようお願いい
たします!

このコーナーでは毎月、読者の方からの質問に薬剤師がお答えします。
お薬に対する素朴な疑問、質問、なんでもお寄せください。

宛先

〒386-0012 上田市中央6-3-41
週刊うえだ「はい、お答えします!」係
weekly-ueda@po3.ueda.ne.jp
FAX 0268-22-6201



詳しくは、かかりつけ薬剤師・
薬局にお気軽に相談ください!

◀上田薬剤師会「認定基準薬局」の目印、グリーンクロス看板

特集

薬剤師以外(非薬剤師)が行う 薬局業務(薬局実務補助)

2019年4月2日、厚生労働省から「調剤業務のあり方について」の
通知が出され、薬剤師ではない人が実施可能な薬局の
業務について明示されました。薬剤師の負担が減れば、
薬剤師は対人業務に専念することができるため、
サービス向上につながると考えられます。



薬剤師以外の人が可能な業務

調剤に最終的な責任をもつ薬剤師が、自ら最終確認をするという前提のもと、薬
剤師の指示に基づいた以下の業務であれば、薬剤師以外の人が実施できます。

- ・当該薬剤師の目が届く場所で実施されること
- ・調剤した薬剤の品質等に影響がなく、服用する患者さんに危害が及ばないこと
- ・業務に判断を加える余地の少ない機械的な作業であること

認められる具体的業務

- 処方せんに記載された医薬品(PTPシートなど包装された医薬品)の必要量
を取り揃える
- 薬剤師が監査する前に、一包化した薬の数量を確認する
- 納品された医薬品を調剤室の棚に納める
- 調剤済みの医薬品を、患者さんのおくすりカレンダーなどに入れる
- 患者さんのお宅に調剤済の薬を届ける など

薬局に求められること

- 独自の調剤手順書の作成
→「非薬剤師の行う準備行為」を含めた調剤内規を作成。定期的に改訂し、
スタッフ全員に周知徹底を図る
- 作業を指示した薬剤師と指示を受けた非薬剤師が特定でき、その内容が後で確
認できる書面を作成・保管し、責任の所在を明確にする
- 「非薬剤師が準備行為を行っている」旨を薬局の内外に掲示する
- 研修修了証を掲示する
- 薬剤師と非薬剤師を区別する名札だけでなく、
異なる色・形の白衣の着用、腕章を使用するなど外見で分かるよう区別する

薬局実務補助

非薬剤師による薬局業務のメリット

薬剤師の仕事量が軽減することで、
薬剤師の時間を監査・投薬へ充てることができます!

患者さんの待ち時間を短縮することができます!

複数の人が関与することで、過誤リスクを減らすことができます!



上田薬剤師会では、2019年から非薬剤師への研修を毎年実施しています。



実務実習のようす

座学研修の
ようす



薬局に関する法律・倫理規範・制度等
について、基本的な業務範囲、医薬品の
効果・副作用・処方せんについてなどの
「座学」に加え、処方せんに基づく医薬品
の取り揃え・検品・納品
などの「実務実習」も実
施。これらを受講した
人へのみ研修修了証を
交付し、薬局の実務補
助を認めています。



研修修了証

